

## 依頼事務の見直しについて

### 1 見直しの前提

- 住民自治協議会が活発に活動し、住民自ら地域課題を解決できるようにするためには、地区の実情に応じた柔軟な取り組みができる環境が必要である。



- (1) 依頼事務は、区長はじめ各種団体等役員の大きな負担となっている。

**役員の負担を軽減するために、依頼事務を減らす必要がある**

- (2) 依頼事務は、すべての地区で同様の活動を求める傾向が強い。

**地区の個性を発揮し、自発的に活動できる環境が必要である**

- (3) 市と住民自治協議会是对等な関係である。

**住民自治協議会は、まちづくりのパートナーである**



**◆ 依頼事務の見直し＝市民と行政の役割分担を見直すこと**

### 2 基本的な考え方

- (1) 市から住民・各種団体等への依頼事務のうち、**市等が主催する各種研修会・イベント等への参加・出席の要請（動員）**については、行政（市）として必需性の高いものを除き、原則として廃止すること。

また、住民自治協議会等地域（地区）の判断に委ねられることが望ましい。

**例** 動員を仮に廃止したとすると、現行の都市内分権推進計画のスケジュールに基づくと、次のとおりの対応が予想される。

- ① 廃止は平成21年度からとし、平成19～20年度前半までの間に、担当課において研修等の開催方法・存続の可否等を検討する。
- ② 上記の検討を踏まえて、行政として必需性の高い、例外的に動員が必要な研修・イベント等は、長野市の庁内検討組織である都市内分権推進委員会等に諮っていく。
- ③ 平成20年度には、市民への周知を図っていくことなどが考えられる

- (2) 市から住民・各種団体等への依頼事務のうち、行政（市）として必需性の高い依頼事務は除き、原則として、**依頼事務を住民側の選択制**とし、市が最終的に責任をとるべき事務については、補助金の交付・委託契約・事業共催等に対応すること。

**例** 依頼事務を仮に住民の選択制とした場合、次のとおりの対応が予想される。

- ① 依頼事務の把握、類型化作業等により、**【必需事務】**と住民が選択して実施する事務【選択事務】とに分類する。（資料6-3【別紙1】参照）

**【必需事務】**

- 実施手法を検討し、経済性・効率性・専門性等の観点から、市が直接実施するか、市民に依頼するか決定する。
- 市民に依頼する事務には、補助金の交付・委託契約等により、事業実施の担保を図る。
- 必需事務を住民自治協議会へ依頼する場合は、対等な相手への依頼であることから、事務の必需性並びに市民へ依頼することの理由が市民の理解を得られるものであることが必要。**市民とのコンセンサスを得ることが大前提**

**【選択事務】**

- 必需事務を除いた既存事務・事業を参考にメニュー化が考えられる。
- 運用当初は激変緩和に配慮して、既存事務の実施を推奨する。
- その後、地区の実情に応じて地区住民が事務を取捨選択し実施する。
- 財源は、当該既存事務・事業への補助金を充当し、住民自治協議会へ一括交付する。（補助総額は、段階的に削減することも考えられる。）

- ② 依頼事務の見直しは、平成21年度までに見直すこととし、平成22年度から**【必需事務】**と**【選択事務】**の運用を開始していくなどが考えられる。

### 3 見直しの対象となる依頼事務について

地区を単位とした団体（上部団体である連合会を含む。）・役員等に対して、市が依頼している事務について見直しを行うこととする。

また、法に規定される事務や、県や国が設置した団体を通じての依頼事務については、市が直接言及することはできないが、地区における住民自治活動の在り方や団体の統廃合を考える上では、内容を把握しておくことが望ましいことから見直しの対象となる依頼事務とする。

### 4 依頼事務の照会等について

- (1) 各種団体及び団体の代表者個人に対する市からの依頼事務を把握するため、各所属へ照会する。
- (2) 依頼事務の照会結果を取りまとめの上、依頼事務の性質等を分類できる条件（別途作成予定）に基づき、依頼事務を【別紙1】「依頼事務見直しのための類型化マップ（イメージ・素案）」（現在調整中）にマッピングを行う。